

平成28年度第1回協議会 議題説明資料

八街市地域公共交通協議会

目 次

議題 1号	八街市地域公共交通協議会会長の選任について	2
議題 2号	平成28年度八街市地域公共交通協議会補正予算(案)について	3
議題 3号	八街市地域公共交通再編実施計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について	6
	公募型プロポーザルの実施に係る公告	8
	八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領	13
	八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託仕様書	22
	八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会実施要領	24
	八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託提案評価審査基準	26

議題番号	議題2号
議題名	平成28年度八街市地域公共交通協議会補正予算(案)について
議 題 の 説 明	
<p>平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))に係る補助金申請をしたところ、4月27日付で交付決定したことによる補正のほか、平成27年度予算からの繰越金が確定したことによる補正です。</p>	
<p>1. 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通再編推進事業(再編計画策定事業))</p>	
<p>(1) 交付決定額 3,600,000円</p>	
<p>(2) 補正額</p>	
<p>歳入 2款1項1目1節(国庫補助金) 3,600,000円(補正後3,600,000円)</p>	
<p>歳出 2款1項1目13節(委託料) 3,600,000円(補正後3,600,000円)</p>	
<p>(3) 補助金の使途</p>	
<p>①八街市地域公共交通再編実施計画策定のための調査事業委託</p>	
<p>②八街市地域公共協議会の運営支援</p>	
<p>2. 平成27年度歳入歳出確定による繰越金</p>	
<p>(1) 補正額</p>	
<p>歳入 3款1項1目1節(繰越金) ▲3,804円(補正後116,196円)</p>	
<p>歳出 4款1項1目1節(返戻金) ▲3,804円(補正後116,196円)</p>	
<p>3. 補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,146,196円とする。</p>	

※図表や参考資料等ある場合は別に添付してください

平成28年度八街市地域公共交通協議会補正予算(案)

歳入

(単位:円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	内訳	
						区分	金額		国	市
2.	国庫支出金	1. 国庫補助金	0	3,600,000	3,600,000	1	国庫補助金	3,600,000	3,600,000	3,600,000
3.	繰越金	1. 繰越金	120,000	▲ 3,804	116,196	1	繰越金	116,196	116,196	116,196
		計	550,000	3,596,196	4,146,196				3,600,000	546,196

歳出

(単位:円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	内訳	
						区分	金額		国	市
2.	事業費	1. 事業推進費	35,000	3,600,000	3,635,000	8	報償費	30,000	30,000	30,000
		1. 調査研究費				11	需要費	5,000	5,000	5,000
4.	償還金	1. 償還金	120,000	▲ 3,804	116,196	13	委託料	3,600,000	3,600,000	3,600,000
		1. 償還金				1	返戻金	116,196	116,196	116,196
		計	550,000	3,596,196	4,146,196				3,600,000	546,196

議題番号	議題3号
議題名	八街市地域公共交通再編実施計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について
議 題 の 説 明	
<p>平成28年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通再編推進事業（再編計画策定事業））を活用し、八街市地域公共交通再編実施計画を策定するにあたり、調査業務の実施事業者を選定する必要があります。</p> <p>選定方法については、当該業務の内容が高度な専門性が求められることから、価格によって決定する競争入札方式ではなく、技術的に最適な者と契約する公募型のプロポーザル方式を予定しています。</p> <p>つきましては、八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式の実施に係る公告及び実施要領を制定したうえで選定委員会を開催し、技術的に最適な者と委託契約をしようとするものです。</p>	
1 業務委託する内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・市コミュニティバス運行ルート・ダイヤ再編調査業務 ・JR八街駅利用状況調査 ・グループタクシー事業調査業務 ・地域公共交通再編実施計画策定業務 ・協議会運営支援 等 	
2 八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会	
八街市地域公共交通協議会委員及び八街市地域公共交通協議会事務局のうち5名で構成する。	
(構成員)	
八街市副市長	
八街市総務部長	

※図表や参考資料等ある場合は別に添付してください

議 題 の 説 明

八街市区長会会長

日本大学理工学部交通システム学科教授

八街市総務部企画政策課長

3 公募型プロポーザル方式による委託業者選定までの事業スケジュール

① 5月25日 公募型プロポーザル実施に係る公告(掲示板及び市ホームページ)

↓

② 5月25日～6月1日 質問の受付期間

↓

③ 6月6日 質問に対する回答

↓

④ 6月7日～6月10日 参加表明受付期間

↓

⑤ 6月17日 八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会によるヒアリングの実施。ヒアリングの結果を踏まえ、最も優れた提案者を決定

↓

⑥ 最も優れた提案をした事業者と契約

※事業スケジュールの日程については事務都合により変更する場合があります。

公募型プロポーザルの実施に係る公告

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年5月25日

八街市地域公共交通協議会
会 長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1)事業名称 八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託
- (2)履行期限 平成29年3月24日まで
- (3)業務内容 八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務 一式
- (4)事業の場所 千葉県八街市八街ほ35番地29(八街市役所総務部企画政策課)

(5)提案上限額

①提案上限額

金3,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

②提案上限価格に関する留意事項

上記提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案見積書を提出する際には、上記提案上限額を超えてはならない。

2 事業スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 平成28年5月25日(水) |
| (2) 質問の受付 | 平成28年5月25日(水)～6月1日(水) |
| (3) 質問に対する回答 | 平成28年6月6日(月) |
| (4) 参加表明受付期間 | 平成28年6月7日(火)～6月10日(金) |
| (5) プレゼンテーション | 平成28年6月17日(金) |
| (6) 審査結果通知 | 平成28年6月22日(水) |

3 参加資格に関する事項

(1)参加資格

本事業に参加する者は、公告日現在において次の要件の全てを満たすものとする。

- ① 平成27・28年度八街市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本公告日から受注候補者決定日までの間、受けていない者であること。
- ② 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年告示第100号)に基づ

く指名除外の措置を受けていない者であること。

- ③ 八街市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- ④ 本公告日の時点において、八街市入札参加資格名簿に次の要件で登録されている者であること。
 - ア 登録部門 委託
 - イ 営業種目 調査・計画
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4に規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は、前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑥ 1つの法人、団体及び同一の代表者が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。

4 参加申込に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

本業務への参加事業者は、下記の書類を作成し提出すること。

① 様式1「参加表明書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

② 企画提案書 正本1部(代表印押印)、副本8部、電子媒体(PDF形式)1部

ア 提出書類は、自由書式とし、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

イ 企画提案書の用紙方向は、縦長とすること。

ウ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

エ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

オ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

③ 見積書 1部

※消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入

④ 経費内訳 1部

⑤ 関連業務実績(様式4) 1部

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面

(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

なお、関連業務とは、過去10年間(平成18年4月から平成28年3月まで)における自治体が発注する本業務と類似した業務とします。

⑥会社概要8部

(2)受付期間

平成28年6月7日(火)から6月10日(金)午後5時00分まで(必着)

(3)提出方法

提出する提案は1案のみとし、事前に電話連絡の上、担当部署まで直接持参、もしくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の提出可能時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分まで(市役所の閉庁日を除く。)とする。郵送の場合は期限を過ぎたものは受け付けない。

5 質問及び回答

(1)質問書の提出

質問がある場合は、様式3「質問書」により提出すること。

① 提出期限

平成28年6月1日(水)午後5時00分まで(必着)

② 提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託質問書】を付加すること。

また、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXもしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又は FAX の送付後は、電話による確認連絡を必ず行うこと。

(2)質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成28年6月6日(月)午後5時00分までに電子メール、又は FAX にて全参加表明者(辞退者を除く。)に対し回答する。(回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。)

なお、質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加、又は修正と見なす。

6 審査方法

八街市地域公共交通協議会及び同協議会事務局で構成する八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、各委員が提案について審査する。

(1) 提案プレゼンテーションの実施概要

日時 平成28年6月17日(金) 午後2時00分～

場所 八街市役所総合保健福祉センター(4階 団体研修室)

人数 3名以内

提案プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間として概ね30分以内

八街市からの質問時間として概ね10分以内

説明者

提案書類を作成した者が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

機器類の準備

プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が全て用意する。(プロジェクター、スクリーンについては当市が準備することもできるので事前に依頼すること。)

(2) 審査方法

選定委員会において、総合的に評価・判断し、受注候補者及び受注次点候補者を決定する。

評価項目・配点・評価基準については、別に定める「八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託提案評価基準」に基づき審査する。

(3) 審査結果通知

審査結果については、平成28年6月22日(水)までに結果のいかんに関わらず、参加表明書に記載された担当者宛に書面にて通知する。

なお、この通知日を受注候補者決定日とする。

選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面(様式自由)により請求すること。

7 契約方法

(1) 契約内容の協議

提出された企画提案書・提案プレゼンテーションの内容に基づき、当市と受注候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を行う。

受注候補者は提案見積価格に基づき提案内容の履行義務があるものとするが、市は提案内容を取捨選択できるものとする。

なお、受注候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、受注次点候補者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の徴収

受注候補者は協議の結果に基づき、正式な見積書を提出する。

(3) 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により、受注候補者と市が合意した場合は受注候補者を相手として、随意契約により業務委託契約を締結する。

契約締結後において、受注候補者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとする。

(4) 受注候補者の辞退

受注候補者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づいて、指名停止を行う場合がある。

8 提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位

- ①言語 日本語とする。
- ②通貨 日本国通貨とする。
- ③単位 日本標準時及び計量法に定める単位とする。

9 その他

プロポーザル手続きの詳細は、八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

10 担当部署

担当部署	八街市総務部企画政策課企画政策班
所在地	〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29
電話番号	043-443-1114
FAX 番号	043-444-0815
メールアドレス	kikaku@city.yachimata.lg.jp

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の説明

(1)事業名称

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託

(2)業務の目的

本業務は、八街市における公共交通に関する「八街市地域公共交通再編実施計画」の策定を目的とする。

(3)業務内容

別添「八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(4)契約期間

契約の日の翌日から平成29年3月24日まで

(5)事業の場所

千葉県八街市八街ほ35番地29(八街市役所総務部企画政策課)

(6)提案上限額

①提案上限額

金3,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

②提案上限価格に関する留意事項

上記提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案見積書を提出する際には、上記提案上限額を超えてはならない。

(7)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(8)担当部署

総務部企画政策課企画政策班

電話 043-443-1114

FAX 043-444-0815

メールアドレス kikaku@city.yachimata.lg.jp

(9)提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位

①言語 日本語とする。

②通貨 日本国通貨とする。

③単位 日本標準時及び計量法に定める単位とする。

2 事業スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1)公募開始 | 平成28年5月25日(水) |
| (2)質問の受付 | 平成28年5月25日(水)～6月1日(水) |
| (3)質問に対する回答 | 平成28年6月6日(月) |
| (4)参加表明受付期間 | 平成28年6月7日(火)～6月10日(金) |
| (5)プレゼンテーション | 平成28年6月17日(金) |
| (6)審査結果通知 | 平成28年6月22日(水) |

3 参加資格

本事業に参加する者は、公告日現在において次の要件の全てを満たすものとする。

- (1)平成27・28年度八街市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本公告日から受注候補者決定日までの間、受けていない者であること。
- (2)八街市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成19年告示第100号)に基づく

指名除外の措置を受けていない者であること。

(3)八街市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。

(4)本公告日の時点において、八街市入札参加資格名簿に次の要件で登録されている者であること。

①登録部門 委託

②営業種目 調査・計画

(5)地方自治法施行令第167条の4に規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は、前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者

②会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

③民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(6)1つの法人、団体及び同一の代表者が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。

4 参加申込に関する事項

(1)提出書類及び提出部数

本業務への参加事業者は、下記の書類を作成し提出すること。

①様式1「参加表明書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

②企画提案書 正本1部(代表印押印)、副本8部、電子媒体(PDF形式)1部

ア 提出書類は、自由書式とし、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

イ 企画提案書の用紙方向は、縦長とすること。

ウ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

エ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

オ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

③見積書 1部

※消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入

④経費内訳 1部

⑤関連業務実績(様式4) 1部

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

なお、関連業務とは、過去10年間(平成18年4月から平成28年3月まで)における自治体が発注する本業務と類似した業務とします。

⑥会社概要8部

(2)受付期間

平成28年6月7日(火)から6月10日(金)午後5時00分まで(必着)

(3)提出方法

提出する提案は1案のみとし、事前に電話連絡の上、担当部署まで直接持参、もしくは郵送(書留郵便に限る)により提出すること。なお、直接持参する場合の提

出可能時間は、平日の午前8時30分から午後5時00分まで(市役所の閉庁日を除く。)とする。郵送の場合は期限を過ぎたものは受け付けない。

(4)提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(5)提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、別添様式2「参加辞退届」を提出するものとする。

(6)市から疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

(7)企画提案書等の取り扱い

- ① 企画提案書等の提出後の企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ② 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟のいかんによっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

5 質問及び回答

(1)質問書の提出

質問がある場合は、様式3「質問書」により提出すること。

①提出期限

平成28年6月1日(水)午後5時00分まで(必着)

②提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託質問書】を付加すること。

また、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXもしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又はFAXの送付後は、電話による確認連絡を必ず行うこと。

(2)質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成28年6月6日(月)午後5時00分までに電子メール、又はFAXにて全参加表明者(辞退者を除く。)に対し回答する。(回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。)

なお、質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加、又は修正と見なす。

6 審査方法

八街市地域公共交通協議会及び同協議会事務局で構成する八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、各委員が提案について審査する。

(1) 提案プレゼンテーションの実施概要

日時 平成28年6月17日(金) 午後2時00分～

場所 八街市役所総合保健福祉センター(4階 団体研修室)

人数 3名以内

提案プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間として概ね30分以内

八街市からの質問時間として概ね10分以内

説明者

提案書類を作成した者が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

機器類の準備

プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が全て用意する。(プロジェクター、スクリーンについては当市が準備することもできるので事前に依頼すること。)

(2)審査方法

選定委員会において、総合的に評価・判断し、受注候補者及び受注次点候補者を決定する。

評価項目・配点・評価基準については、別に定める「八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託提案評価基準」に基づき審査する。

(3)審査結果通知

審査結果については、平成28年6月22日(水)までに結果のいかんに関わらず、参加表明書に記載された担当者宛に書面にて通知する。

なお、この通知日を受注候補者決定日とする。

(4)その他

①参加事業者が1者であった場合でも、評価を行い、受注候補者として適当でない認められる場合には、受注候補者と特定しないものとする。

②審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面(様式自由)により請求すること。

7 契約方法

(1)契約内容の協議

提出された企画提案書・提案プレゼンテーションの内容に基づき、当市と受注候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を行う。

受注候補者は提案見積価格に基づき提案内容の履行義務があるものとするが、市は提案内容を取捨選択できるものとする。

なお、受注候補者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、受注次点候補者と協議を行うものとする。

(2)見積書の徴収

受注候補者は協議の結果に基づき、正式な見積書を提出する。

(3)契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により、受注候補者と市が合意した場合は受注候補者を相手として、随意契約により業務委託契約を締結する。

契約締結後において、受注候補者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、市は契約を解除できるものとする。

(4)受注候補者の辞退

受注候補者が正当な理由なく協議又は契約を辞退する場合は、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づいて、指名停止を行う場合がある。

8 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1)参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4)プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5)審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

9 別添様式

- (様式1)参加表明書
- (様式2)参加辞退届
- (様式3)質問書
- (様式4)関連業務実績

(様式 1)

平成 年 月 日

八街市地域公共交通協議会
会長 _____ 様

参加表明書

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加を表明します。

1. 会社の概要 (代表事業者について記入)

所在地

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

※代表者印、代理人印両方に押印のこと

担当者氏名

担当者電話番号

連絡用電子メール

FAX番号

添付書類

使用印鑑届兼委任状の写し

※代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ

(様式2)

平成 年 月 日

八街市地域公共交通協議会
会長 _____ 様

参加辞退届

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルに、参加表明書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

所在地
商号
代表者氏名
代理人氏名

印
印

※代表者印、代理人印両方に押印のこと

担当者氏名
連絡先電話番号
連絡用電子メール

(様式3)

質 問 書

八街市地域公共交通協議会
会長 _____ 様

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザルに関し、以下の内容について質問します。

事業者名		質問者	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			
質問内容			

※事務局メールアドレス kikaku@city.yachimata.lg.jp 宛てに電子メールに添付して提出してください。

件名は【(参加者名)：八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託質問書】とします。

なお、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、F A X 0 4 3 - 4 4 4 - 0 8 1 5 での提出を可とします。

電子メール又はF A X 送信後は、事務局に電話0 4 3 - 4 4 3 - 1 1 1 4 による確認連絡を行うようにお願いします。

(様式4)

関連業務実績

No	関連業務名 (発注者名)	実施年度	業務概要
例	〇〇業務委託 (〇〇市)	平成〇〇年度	〇〇地域公共交通再編実施計画策定業務
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(記載等要領)

1. 関連業務とは、過去10年間(平成18年4月から平成28年3月まで)における自治体が発注する本業務と類似した業務とします。
2. 関連業務実績の証明として、契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託 仕様書

(目的)

この業務は、八街市内全域の効果的な交通ネットワーク形成を実現するため、八街市地域公共交通網形成計画の示す方針に基づき、八街市内全域の地域公共交通再編実施計画の策定及び策定のために必要となる調査・分析・検討を行うことを目的とする。

1. 委託業務の名称

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託

2. 業務委託内容

(1) 市コミュニティバス運行ルート・ダイヤ再編調査業務

- ・ J R、民間路線バスとの乗り継ぎ調査
- ・ 運行ルート道路状況調査
- ・ 運行ルート・ダイヤの作成

(2) J R八街駅利用状況調査

- ・ J R八街駅南口・北口バスターミナル利用状況調査
- ・ J R八街駅南口・北口一般車両利用状況調査

(3) グループタクシー事業調査業務

- ・ 利用者推計調査及び支出シミュレーション調査
- ・ グループタクシー導入計画案の作成

(4) 地域公共交通再編実施計画策定業務

- ・ 地域公共交通再編実施計画のとりまとめ
- ・ 計画書のとりまとめ、成果品印刷、磁気記録媒体の作成

(5) 協議会及び住民説明会の開催

- ・ 協議会の支援、参加、議事録作成
- ・ パブリックコメント支援
- ・ 住民説明会等の支援、参加、議事録作成

(6) その他

- ・ 八街市の地域公共交通を再編するにあたって高い効果が望め、かつ独創的な施策の提案

3. 成果品

①成果品納品部数：50部

②磁気記録媒体：1式（ワード、エクセル、J P E G等で保存したものとP D Fで保存したもの）

③その他関連資料：1式

5. 納品場所

千葉県八街市八街ほ35番地29 八街市役所

6. 納品期日

平成29年3月24日

7. 業務に必要な届出書類

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を受けること。

ア 着手届及び技術者等届

イ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の完了検査を受けること。

ア 完了届

イ 納品書

ウ 成果品

・紙媒体 50部

・電子記録媒体 1式

※電子記録媒体については、ワード、エクセル、JPEG等で保存したものとPDFで保存したもの。

8. 業務履行の確認及び支払条件

支払の請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払は業務完了後一括払いとし、受注者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。発注者は国からの補助金の交付を受けた後に支払うものとする。

9. 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務の完了後といえども受注者の誤測、誤謬、不備等その他の瑕疵が発見された場合には、速やかに発注者の指示に従い、訂正をしなければならない。また、これに要する経費は、全て受注者の負担とする。

10. 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て発注者とし、受注者は発注者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。

11. 個人情報について

本事業により知り得た個人情報については、本事業の終了後、すべて当協議会へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。

12. その他

受注者が提案する企画内容において、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の両者において協議し定めるものとする。

なお、本仕様書に定めのない事項について、企画提案の時点で業務を請け負ううえで条件設定する事項がある場合は、企画提案書にその内容を記載すること。

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八街市地域公共交通再編実施計画の策定及び策定に必要な調査業務の委託について、その事業者を選定するため、必要な事項を定め、もって八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の適正な執行を確保することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を諸掌する。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表するとともに、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査の内容)

第6条 当該プロポーザルの企画提案の審査基準は、別に定める評価項目及び配点により行うものとする。

(評価)

第7条 提案者毎に各審査員の採点を集計し平均点を算出する。算出された平均点を提案者の得点とする。

(受注候補者の決定)

第8条 提案者のうち得点が最も高い提案者を受注候補者とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は平成28年5月20日から施行する。

別 表

	役職名	関係条項	委員区分	所属	職	氏名
1	委員長	法第6条第2 項第1号	市の職員の中 から市長が指 名する者	八街市	副市長	松澤 英雄
2	委員	法第6条第2 項第1号	市の職員の中 から市長が指 名する者	八街市	総務部長	武井 義行
3	委員	法第6条第2 項第3号	地域公共交 通の利用者 又は市民の 代表者	八街市区長会	会長	清水 篤
4	委員	法第6条第2 項第3号	学識経験者	日本大学理工学 部交通システム 工学科	教授	轟 朝幸
5	委員		事務局長	八街市総務部 企画政策課	課長	黒崎 淳一

八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託提案評価基準

1 目的

この基準は、八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託の公募型プロポーザルにおける提案者からの提案内容を総合的に判断し、八街市にとって最も有利となる者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業者選定方法

選定にあたっては、八街市に最も有利となる事業者を選定するため、提案者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案したもののうち、八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務委託事業者選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）が「4 評価方法」に定める評価方法に基づき評価し、「5 総評価点」に従い算定する総評価点（「6 最低基準点」に定める最低基準点未満のものを除く。）が最も高い提案者の提案を採用することとする。

なお、最高得点者が複数となった場合には、見積価格がより安価である者の提案を採用することとし、該当見積価格も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定することとする。

3 審査方法

(1)ヒアリング審査

①業務提案内容の口頭説明

- ・ 出席人数 3人以内
- ・ 提案者からの説明時間 概ね30分以内
- ・ 八街市からの質問時間として概ね10分以内
- ・ 説明回答者 提案書類を作成した者が中心に行うこと。

4 評価方法

選定委員は、別表「八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準表」を使用して評価を行い、提案者ごとの評価点を算出する。

5 総評価点

各選定委員の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値を総評価点とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第1位で四捨五入する。

6 最低基準点

総評価の満点（1000点）の6割（600点）を最低基準点とする。

7 審査結果の公表及び通知

審査結果については、八街市地域公共交通協議会のホームページ（八街市ホームページ内）に掲載する。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により請求すること。

8 その他

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせは応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

別表「八街市地域公共交通再編実施計画策定調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準表」

評価項目			配点	評価点				
実施体制等・業務実績	業務実績	過去10年間に於いて関連業務実績(※1)はあるか。	50	4件以上(50)	3件(40)	2件(30)	1件(20)	0件(0)
	業務体制	業務体制が適正であるか。	50	極めて妥当(50)	妥当(40)	普通(30)	不十分(20)	極めて不十分(0)
	業務実施方針	本業務の趣旨を十分に理解しているか。	100	極めて妥当(100)	妥当(70)	普通(50)	不十分(30)	極めて不十分(0)
提案内容	提案	提案内容が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか。	120	極めて妥当(120)	妥当(100)	普通(70)	不十分(50)	極めて不十分(0)
	把握	八街市の地域特性及び八街市地域公共交通網形成計画について正確に把握しているか。	120	極めて妥当(120)	妥当(100)	普通(70)	不十分(50)	極めて不十分(0)
	調査	・調査内容が具体的に示されているか。 ・計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。	120	極めて妥当(120)	妥当(100)	普通(70)	不十分(50)	極めて不十分(0)
	課題の整理	課題解決に向けた施策の検討方法・イメージが八街市の抱える公共交通の問題に対して的確であるか。	120	極めて妥当(120)	妥当(100)	普通(70)	不十分(50)	極めて不十分(0)
	計画の構成及びスケジュール	・全体像や構成がわかりやすく示されているか。 ・他の公共交通やまちづくりの関連性も踏まえた計画も示されているか。 ・企画内容に見合った期間が確保されているか。	120	極めて妥当(120)	妥当(100)	普通(70)	不十分(50)	極めて不十分(0)
	企画の独創性	企画内容が独創的であり、八街市にとって効果的なものか。	100	極めて妥当(100)	妥当(70)	普通(50)	不十分(30)	極めて不十分(0)
見積金額	見積金額の評価	見積金額	100	最も安価な業者の見積金額×100÷該当業者の見積金額(※2)				
※1 「関連業務実績」とは、過去10年間(平成18年4月～平成28年3月までの期間)において自治体における公共交通関連業務を受注し完了した実績をいう。 ※2 小数点以下の端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。								

